

平成三十年三月二十日提出  
質問第一六八号

内閣総理大臣夫人付き職員の現状に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

## 内閣総理大臣夫人付き職員の現状に関する質問主意書

内閣総理大臣夫人の安倍昭恵さんは、平成三十年二月二十五日に神奈川県藤沢市で講演、三月上旬には山形県蔵王でスキーイベント、三月十七日に愛知県東海市において講演などの活動を行っていること承知している。内閣総理大臣夫人が私的に社会活動を行う意義は否定すべきものではなく、適切に行われている限り、社会的に評価されるべきものであると考える。

もともと内閣総理大臣夫人が社会活動を行うにあたり、その秘書業務や警護の必要が生じる。かつて安倍昭恵さんの講演活動などには二名の国家公務員である内閣総理大臣夫人付きが随行していた。当該職員の業務は安倍昭恵さんの内閣総理大臣夫人としての行動を支援するためのものであった。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

- 一 現在、国家公務員の身分を持つ内閣総理大臣夫人付きの職員は存在しているのか。政府の見解如何。
- 二 直近の一年間の安倍昭恵さんの講演会やスキーイベントに関して、政府は安倍昭恵さんの秘書業務などについて支援を行っているのか。政府の見解如何。

三 直近の一年間の安倍昭恵さんの講演会やスキーイベントに関して、安倍昭恵さんの警護費用として政府

が支出した金額について明示されたい。

四 平成二十九年三月八日の記者会見で、菅官房長官は、内閣総理大臣夫人の塚本幼稚園での講演は「私的な活動」だが、内閣総理大臣夫人付きの同行は「総理夫人の総理の公務の遂行を補助するための活動スケジュール調整や種々の連絡調整等のサポートを行うため」と述べている。このような考え方にに基づき、現時点でも内閣総理大臣夫人付きの職員は継続して業務を行っているのか。

五 第一次安倍政権以後、内閣総理大臣夫人付き職員から日本政府の在外公館に書記官や参事官に任命された事例はあるか。あるとすれば、その者の出身官庁、赴任国、赴任時の補職名について明示されたい。

六 イタリアのローマ市内にある日本大使館に一等書記官として赴任する場合、本給のほかに支給される在勤基本手当、在外住居手当はどの程度か。一九九八年に経済産業省に採用され、入省後約二十年の者である場合、どの程度の手当てが支給されるのか具体的に示されたい。

右質問する。